

# はじめに

---

## 1 背景

---

新型インフルエンザとは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスによる感染症であり、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のインフルエンザウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。そして、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

厚生労働省は、2005年（平成17年）11月、新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、「WHO Global Influenza Preparedness Plan（WHO世界インフルエンザ事前対策計画）」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、各省庁や自治体を実施する対応策を定めた。埼玉県においても、同11月に「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、2008年（平成20年）5月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」が成立し、水際対策など新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、2009年（平成21年）2月に国の行動計画の抜本的な改定が行われた。

こうした中、同4月に新型インフルエンザ（A/H1N1）※がメキシコで確認され、「世界的な大流行（パンデミック）」となり、我が国においても、同年5月に国内で初の感染者が確認され、発生後1年余で約2千万人がり患したと推計された。

※「新型インフルエンザ（A/H1N1）」は、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと等により、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し（感染症法第44条の2第3項）、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫した状況が見られたことから、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応に加え、重症度に応じた柔軟な対応が実施できるよう、県は平成23年2月、国は平成23年9月にそれぞれ新型インフルエンザ対策行動計画を見直した。

これらの状況を踏まえ、本市においても、新型インフルエンザによる健康被害を最小限にとどめるとともに市民生活を確保するため、国及び県の行動計画との整合性を図りつつ、病原性の高い新型インフルエンザへの対応に加え、重症度に応じた柔軟な対策を考慮した本市独自の市行動計画を平成24年3月に策定した。

## 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行と行動計画の作成

---

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行

---

平成21年に確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓を踏まえ、国は、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備え、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年5月に危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定し、平成25年4月に施行した。

この特措法は、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強い新型インフルエンザと同様な危険性があり、かつ社会的影響が大きい新感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっている。

### (2) 行動計画の内容・位置づけ・作成

---

平成25年6月7日、国は特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

それにあわせ、埼玉県は平成26年1月、特措法第7条第1項の規定により、政府行動計画に基づき、「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

本市においても、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき新たな「久喜市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成する。

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置（特定接種や住民接種等の予防及びまん延防止に関する事項、要援護者への支援等）等の事項を定めるものである。

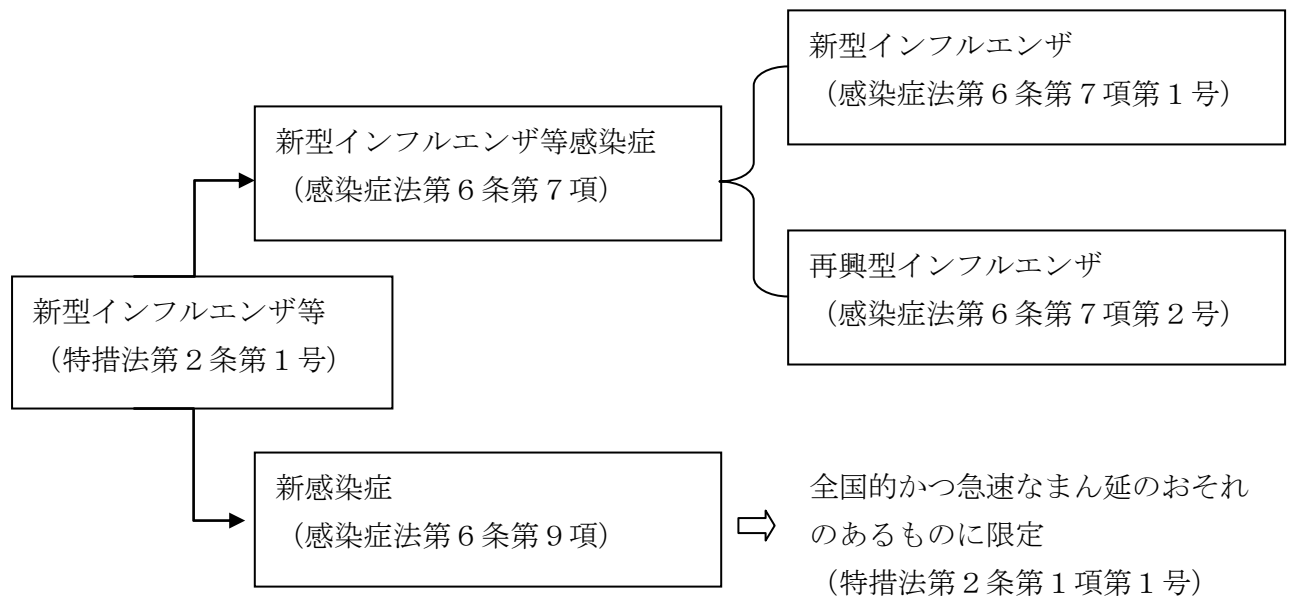
また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

### (3) 対象とする疾患

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

※なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、市行動計画の参考として「国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」（P 99～102：埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋）を示す。



### (4) 見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策の検証等を基に、国や県等関係機関と連携し、適時適切に市行動計画の見直しを行う。